

大和市告示第44号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3号を加える。

- (14) イオン北海道株式会社
- (15) ウエルシアホールディングス株式会社
- (16) 株式会社平和堂

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。